

平成 24 年度 第 4 回長野県地方税制研究会

日 時：平成24年5月28日（月）

13時30分～15時40分

場 所：長野県庁議会棟第一特別会議室

1 開 会

（茅野税務課企画幹兼課長補佐）

大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第4回長野県地方税制研究会を開会いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。会議に入りますまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課の茅野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に委員の皆様の出席状況について、ご報告申し上げます。本日、堀越委員さん、水本委員さんが所用によりご欠席でございます。

また、これまで当研究会は公開として開催してまいりましたが、今回は、政策形成過程の内容を審議する場面がございますので、県情報公開条例の非公開情報に該当するため、非公開とさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。取材はあいさつまでの頭撮りとさせていただきます。報道の皆様方には、本日の研究会の概要につきまして、会議終了後、16時、午後4時からこの会場でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、長野県総務部長、岩崎弘からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（岩崎総務部長）

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中を、本研究会のためにお集まりをいただきましてありがとうございます。去る3月27日、第3回の研究会におきまして、現在、実施をしております森林づくり県民税の事業成果について、間伐の方法、野生鳥獣対策、市町村との関係、そういった幅広い観点からご意見をいただいたところでございます。本日は、前回の研究会で賜りました多くのご意見を踏まえまして、事務局で作成した次期森林づくり県民税の事業内容等について、説明をさせていただきます。これにつきまして、税制の面からご意見を賜りながら、今後の森林づくり県民税の方向性についてご議論を願いたいというふうに考えているところでございます。

また、一つ、まことに不手際と申しますか、事前に会議資料を本来でしたらお送りをいたしまして、この場に臨んでいただくというのが私どものやり方でございますけれども。今回は、事務局のほうでぎりぎりまで資料の調整をさせていただいておりました。そうい

った関係で事前にお送りすることができませんでしたので、この場をお借りいたしましておわびを申し上げたいというふうに思います。

本日、お配りをいたしました会議資料につきましては、少し時間がかかりますけれども、事務局から丁寧に説明をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、お聞き取りの上、またそれぞれのお立場から、ご提言、ご示唆を賜りますようお願いを申し上げたいというふうに思います。大変短い時間の中で多くのご議論をいただくということになりますけれども、どうぞよろしく願います。以上でございます。

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

ありがとうございます。それでは、次に、お配りしてあります資料の確認をお願いいたします。本日の会議資料は、配付資料一覧のとおりでございますが、よろしいでしょうか。ではよろしく願います。

それでは、取材の方、大変申しわけありませんけれども、これで退席をしていただくようによろしく願います。

それでは、これより会議に入らせていただきます。会議の進行は座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしく願います。

3 会 議

(1) 今後のスケジュール (案) について

(青木座長)

お忙しいところ、どうもありがとうございました。青木でございます。それでは早速会議に入らせていただきますが、会議の流れとしては、非常にちょっと違和感もあるんですが、本年度1回目ということになっておりまして、知事のほうから、ちょっと遅まきながらではありますが、諮問事項についての依頼文書をいただいております。お手元の5枚目ですか、5枚目のところに検討依頼についてというところで、皆さんには写しの文書を配付をさせていただいております。大きく3点、長野県森林づくり県民税のあり方、これが、今日、重要な検討事項になります。

2つ目、創業等応援減税、昨年度、1回、先生方にご審議いただいて、知事には報告申し上げたんですが、もう一回見直せという指示をいただきましたので、改めて本年度、この森林税が終わった後に、政策減税のお話をさせていただきたいと思っております。

3番目、こちらが政策税制という言葉を使っておりますが、1年にもなりませんけれども、最初にここにお集まりいただいたときに、大きな方向性として、森林税のほかにもこういうものがありますよということでお話をさせていただいた部分になります。括弧の中で結構限定をされておりますので、この3点について、山岳遭難防止対策、移住・定住、エネルギー関連の施策、この3つについて、改めてまたアイデア、ご意見をちょうだいいたしたいと思っております。これに基づいて知事に対して答申申し上げるということになります。

その検討のスケジュールについてですが、これは私よりも事務局のほうからご説明いた

だいたほうがよろしいと思いますので、その後ろにあります資料1、A4の横ですが、こちらについて、ご説明をお願いいたします。

(小林税務課長)

税務課長の小林です。どうもお世話になります、よろしくお願いいたします。今、座長からご紹介いただきましたけれども、本年度の、研究会として、研究あるいは検討、ご意見をいただきたいテーマとして、3点ほどお願い申し上げてあります。資料1のスケジュール(案)という表ですけれども、これは、あくまでも私どものほうで想定している、あるいはこんな期間でお願いできればという部分で作成させていただいておりますが、また何かご意見があればいただきたいと思います。

緑色の部分が本日もお願いしております森林税の検討ということで、私どものほうでは、6月中旬ぐらいまでにある程度方向性が見えてくればと思っておりますし、また7月の初旬には研究会を計画させていただきたいと考えております。

その後、この二重丸の部分が、研究会をこのような間隔で開催させていただきたい部分で、その下にあります黒塗りつぶしの丸ですが、この間に専門部会を間に入れながら具体的な検討を進めて、また研究会の中でご意見をいただきたいという、ちょっと飛んでしまいましたが、この丸の説明は以上でございます。

森林税、緑色の部分、それから黄色の部分が2点目の応援減税、具体的には創業・雇用・環境の3点を中心になるわけですけれども、県が行っております応援減税につきまして、効果的にインセンティブを発揮する税制度の仕組みはどうあるべきかについて、中にはNPOの関係とか、創業支援という部分では新たな中小企業というものも含まれますが、そういう部分をいかに応援していくことができるかという視点でご意見を賜りたいという部分で、これが秋口ぐらいまでにまとめていきたいなというふうに考えております。

それから茶色の部分ですが、これがもうちょっと大枠な政策税制という部分で、具体的には、先ほど見ていただきましたように、山岳遭難防止対策、あるいは移住・定住促進、エネルギー関連と、3点ほど具体的な例を挙げさせていただいております。ただ、こういう部分で、これは他県でもある程度議論をされている項目、移住・定住なりエネルギー関連は部分があるんですけれども、特に長野県の場合、特性を持った中で、どういう方向性が見えるのかなという議論をいただければというスケジュールで考えています。今年度、24年度につきましては、主にこの3点を中心に、ぜひ研究、ご議論をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(青木座長)

はい、どうもありがとうございます。進みぐあい、今、森林税、なかなかこう、皆様方に事前に資料をお配りできない状況で、なかなかスムーズに進んでいるとは言いがたいのですが。ただ、与えられた課題はたくさんございますので、前向きに、積極的に一つ一つやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

何かこの点について、委員の先生方からご意見がございますか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、できるだけこのスケジュールにのっとなってというふうには考えております。

(2) 長野県森林づくり県民税について

(青木座長)

それではいよいよ本題、本日の本題のほうに入らせていただきます。いわゆる森林税、森林づくり県民税、最初の5年間が終わって、次をどうするのか、続けるのか、やめるのか、続けるとすればどういう内容なのかということでご審議をいただいております。前回3月にやりまして、開かせていただいて、今日はもう5月の末に近くなっておりまして、約2カ月間あります。この間、いろいろ、私のほうは、林務部のほうとも何度かお会いをして、どうしましょうかというご相談を繰り返させていただきました。先週は総務部長ともお会いをして、ご相談をさせていただきました。その結果として、以前、先生方にお見せした、あるいはご検討いただいたのと、大分中身が変わってきております。その変わってきた中身について、私のほうは、後で申し上げますように、座長メモという形でもう少しはっきりと私の考えは後ほど伝えさせていただきますけれども。

まずは何度かお会いをして、林務部とのほうでのご相談をさせていただいた上で、林務のほうで、次期といいますか、平成20年から24年、次の5年間の森林づくり県民税の用途である事業をどうしようという案をいただいております。まだといいますか、具体ではありませんので、あくまで方向性ということになりますけれども。この点について、本日の、先生方に一番ご意見をちょうだいしたい点ですので、まずは林務部のほうからご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(有賀森林政策課長)

森林政策課の有賀と申します。この4月から森林政策課にまいりました。いろいろお世話になりますが、よろしくお願いたします。それでは、今、お話がございました。林務のほうから、論点整理という形で資料をお示ししてございます。資料2絡みでございまして、4枚の資料という形でございます。若干、経過等もございまして長くなりますけれども、細かく説明をさせていただきたいと思っております。

資料2-1でございまして、森林税を活用した施策の見直しに関する論点整理という形でございます。林務といたしましては、一応これは、次回、平成25年度以降、延長をさせていただくという仮定に沿って、その視点で、延長した場合においては、このような見直すべき課題に対して対応があるのではなからうかという方向性を示させていただいた一連の資料でございます。

まず資料2-1でございまして、これは右と左になってございまして、3月までにも研究会の中で、今までの森林税についての参考資料等をお示しをさせていただきました。左側のところに現行の森林税ということで、今年度の見込みでございまして、3つの切り口に分けまして、手入れの遅れた里山の間伐の推進、これは主に、間伐自体の事業でございまして、真ん中の地域独自の森林づくりの推進、これが支援金に関連した施策でございまして、その下でございまして、県民等の森林づくりへの参加促進という形で、林務部を中心として各種ソフト事業をやらせていただいた各種事業について、まとめさせていただきました。

ここに小さな字で申しわけございませんが、それぞれ、例えば間伐であれば面積の見込

みでありますとか、集約化の団体の数でありますとか、支援金におきまして、各種事業の数でありますとか、そのような形で実績という形ものを挙げさせていただいてございます。

真ん中でございます。今回の24年度末の見込みも踏まえまして、見直しの視点という形で真ん中に挙げさせていただいてございます。これまでの研究会におけるさまざまなご議論があったわけでございますけれども、論点といたしましては、さまざまな中で、2つ、大きな課題があるのかなと思って、2つのポツをつけさせていただきました。里山における間伐の継続実施についてということでございまして、森林税を活用する間伐の目的、そういったものを整理して、今後の間伐等の考え方について、林務としての方向性を示す必要があるということ。

もう1点でございますが、地域の実情に合わせて市町村のほうに交付してございます森林づくり推進支援金の使途について、事業メニューの見直しでありますとか、採択要件等の明確性の確保というものについて、考え方を資料の中で盛り込ませていただいております。

それに加えて、今回、森林税を延長する場合におきまして、関連する課題が森林整備においては当然あるわけございまして、これの施策の拡充ということもあわせて、今回の改正のポイントの中に盛り込ませていただきました。下のオレンジの②のところでございますが、5つの視点があるのではなかろうかという考え方でございます。

第1点は、水源林の保全対策。この長野県も大きな課題でございまして、森林整備に直接関係してくる大きな課題ではなかろうかなと。2つ目でございまして、森林整備等におきます地球温暖化防止対策の政策。これも今までやってきてございますけれども、一層拡充して、わかる形で施策の推進が必要であるということ。3点目でございまして、森林資源を活用した移住・交流の推進。4点目といたしまして、バイオマス等の自然エネルギーの利用促進ということでございます。

最後でございますが、これは森林づくり県民税、超過課税を適用させてやっていただくわけでございますが、林務の間伐だけを絞っておりましたも、国の施策というのが、当然大きなものがあるわけでございます。国におきましては、今までの森林整備の中で、大きく、木を使っていく、間伐をした木を使っていくということに対して、さまざまな事業の拡充が最近見られているところでございまして。そういったことに対しても、この森林税もあわせて、その方向性を重視しながら見直していく必要があるのかなと。

この5つの視点で、右側でございますけれども、まとめさせていただいたのが、見直すべきポイント（案）というところでございます。ポイントを5つという形で示させていただいておまして、具体的に細かい資料につきましては、資料2-2、2-3のところの後ほどご説明いたします。

まず間伐の関係でございます。一番上でございまして、里山の間伐の重点化と「里山林業」の構築ということでございます。先ほどお話し申し上げましたように、間伐におきましては、さまざまな里山の荒れている状況を踏まえた間伐を推進してきたところでございます。その中でも、緊急に水源林の保全、土砂災害防止等の必要のある間伐に絞り込みながら、25年度以降は、これらの機能を維持・向上していくという視点に立って、間伐をしていく必要があるのではなかろうかということでございます。

2つ目の大きな丸でございますが、新たな林業の形態といたしまして「里山林業」の構築ということでございます。地域社会の自立的な運営を支える協働型産業としての「里山林業」の構築について、間伐材の有効利用に向けた取組を、こういった間伐の中でも、念頭に入れながら支援をしていくと。この2点の切り口で里山の間伐の重点化を図っていきたいとこのように考えております。

2つ目のポイント2でございますけれども、森林づくりの支援金でございますが、これは後ほど資料2-3のところでご説明いたします。事業メニューの明確化でありますとか、採択要件・選定方法、これについて、ご議論を踏まえた見直しが必要ではないかということ資料をして挙げさせていただいております。

ポイント3、4、5でございますが、真ん中のオレンジのところを踏まえまして、森林資源の多目的利用といった視点を踏まえながら、誘導施策の強化ということを考えていくということでございます。ポイント3については地球温暖化対策、ポイント4については移住・交流、ポイント5については自然エネルギーの利用促進ということで、具体的な事業の細部にわたっては、当然これからの構築でございますが、こちらのほうに記載させていただいておりますとおり、こういったことを総合的に推進していくこと、これが森林づくりとも大きくかかわってくるということにもなるかと思っておりますし、上のほうの「里山林業」ということもございますけれども、木を使いながらさまざまな、その施策を連携して総合的に推進していくと。こういったことが必要であるということで、ポイント3、4、5もあわせて、上のところと関連づけながら、こういった事業を推進、誘導施策を強化していきたいとこのように考えております。

ポイント3では、CO2吸収量・固定量を認証する制度の拡充、例えばで言いますと、今、国のほうの許可を得て、初めて県有林もCO2で販売するようになったわけでございますけれども、県が主体になって、そういった認定をしながら、主体的にそういったものを作っていただくとか、CO2の吸収量でありますとか、固定量を認証する制度、さまざまな部分があるわけでございますが、見える形で、なるべく整理しながら、県民にわかりやすく施策を構築し直していきたい、このような考え方でございます。

その下でございますが、例えばヒートアイランド対策等の検討と書いてございます。これも、例えば山からおろしてきた木を、公共事業、施設のところに外壁材の中で使っていくような仕組みをつくっていくとか、そういった形で、山の中に入っていかなくとも、県民の方々がこういったものについて、近くのところ目に見えるような、そういった施策の推進といった観点から検討したところでございます。

次のポイント4でございますが、移住・交流の関係の中で、長野県のみならず、こういった森林税の、その恵みについては、都市部の方々とも連携をしながら、長野県の森林ということ、認識を深めていただきながら交流をする。あるいは都市部の方々が長野県の森林整備の大きな人材としてこちらのほうに来ていただくと、このような対策を総合的に推進していくというようなことが、こちらのほうでまとめさせていただきました。

ポイント5でございますが、バイオマス等の自然エネルギーの利用促進ということでございます。森林資源を集落単位、大きなくくりというのは制度としてはまだまだでございますけれども、集落単位で、例えば切ってきた木をチップ化して、それをボイラーとして使って、そういったことを地域単位で循環しながら利用する。そういった仕組みづくりと

いったことも、先進の外国等では実際にやられている事例もございますので、そういった仕組みづくりもやっていく必要があるかと。これを森林税の中で、そういった誘導策という形で使わせていただきたいと。このような見直しのポイントという形でございます。

次の資料2-2をごらんいただきたいと思います。資料2-2につきましては、森林づくり県民税、森林税と言わせていただきますけれども、森林税の中で一番多くのお金を使わせていただいている間伐関係の今後の考え方をまとめさせていただきました。1にございますように、長野県におきましては、「長野県森林づくり指針」がございます。それに基づいて、計画的な施策の推進ということについてはこれが基本でございます。その中でも、木材生産の高度化目指す森林という形で、林業としての振興。もう一方は、森林の持つ公益的機能の発揮を目指す森林、これに着目した水源涵養でありますとか、土砂災害防止でありますとか、そういった視点に立った施策であるわけでございます。今までこういったものについて、森林税におきましては、向かって右側のところには、明確に、右側のところをやっていくんだという形の整理をさせていただいたところでございます。

しかしながら、今回につきましては、先ほど若干説明を申し上げましたけれども、この里山の小規模分散型の個人有林につきましても、なるべく切った木を使っていく。使っていくためにはどうしたらいいか、間伐で言いますと、搬出をして使っていくと、搬出間伐の部分があるかと思えますけれども、そういったところを踏まえながら施策を見直すということで、色で言いますと黄色の部分と青の部分を合わせたような形のイメージという形で示させていただいたところでございます。

具体的に2に書いてございますが、森林税を活用した里山の森林づくり、間伐、間伐材の活用の考え方という形でございます。現行の森林税を左のところ、見直し案という形で右側のところに書いてございます。参考1、2については、右側の下にございますけれども、今まで間伐の考え方につきましては、手入れの遅れた里山の間伐という形の大きくくりの中で間伐をさせていただいたところでございますが、水源林等の里山の間伐という形に限定をしながら、なるべく絞り込んだ形の間伐、税を使った間伐という形にさせていただきたいなど。

それと間伐の搬出でございますが、今までは補助の対象としていないという形で、進んできたわけでございますけれども、右のところがございますように、地域全体で多面的に利用していくと、利用に供する場合において、補助の対象にしていきたい。当然、そういう形になりますと、利用しますので、それを購入するだとか、そういったさまざまな場面が出てまいりますけれども、あくまでもこういった利用に供する場合に補助対象とするという形の変更をさせていただいたらどうかというふうに考えているところでございます。

1、2におきまして、それによってどのような効果が生まれてくるのかということで、①、②と、太いゴシックで書いてございますが、特に下のところに、利用につきましては、地域住民と里山とのつながり、絆という言葉が書いてございますけれども、その復活。林業の基盤の再生、そのままにしておくんじゃなくて、それを使っていって、地域の中で林業として基盤の再生が図られるといった視点で、このところの効果を書かせていただきました。緑の中に書いてございますが、地域社会の自立的な運営を支える協働型産業としての「里山林業」のモデルを構築をしていきたいなどと思っております。

いずれにいたしましても、指針の基本目標でございます、「長野県の森林を活かし、森

林に生かされる私たちの豊かな暮らしの実現」ということで、基本的にはそういった視点をぶれることなくやっていきたいなと思っておるところでございます。

森林の状況を3に書いてございます。これは3月のときにも若干触れさせていただいたところでございますが、全体の森林の中で、こういったところに税を使わせていただいているかといった整理のまとめのところでございます。おかげさまで5年間で里山の森林税として間伐をさせていただく部分につきましては、おおむね2万3,000haが済んだわけでございますが、まだまだそういった、国庫の補助ではなかなか対応できない部分が残されていると。

とりわけその中でも、水源涵養の保持でありますとか、土砂災害防止への対応、これにつきましても、森林簿等で検索いたしますと、これだけの、1万4,000ha、1万3,000haという形の森林について、早急に間伐をしなければいけないとこのような認識があるわけでございます。そうした中で、間伐を、まずは水源涵養という形のくくりをさせていただきました。

次に間伐の搬出の部分でございます。この、地域全体で多面的に利用していくんだといった方向の転換といいますか、見直しでございますが、参考2にございますように、県内の里山で搬出間伐がなぜ進まないのかといった背景が4つのくくりで示してございます。森林の区分けが長野県の場合、特に所有者が非常に多く、なかなかまとまらないということ。それと作業道や土場の借上げが必要であって、森林の面的まとまりが、里山では非常に困難であるということ。それと樹種が非常に多様であって、木材生産ができないということで、生産コストが上昇し、採算が合わないという部分。もう一つ、これまで手入れがされず、その質が悪い木という形の中で、チップ等の比較的、単価にしますと安価な用途でしか販売できない。こういった背景がある中で、それを放置しておくのではなく、なるべく県として手を入れることによって、そのサイクルが再起動する、機能するようなシステムを考えていきたい。このような趣旨で書かせていただきました。

次のページでございます。資料2-3でございます。これは研究会の中でも、3月にもさまざまご議論があったところございまして、森林づくり推進支援金の見直しについてでございます。事業概要はお示しのとおりでございますが、②に事業の趣旨が書いてございます。そうした中で、3のところできざまな意見の中で、3つぐらいにまとめられるのかなということで、事業採択基準を明確にすべきではなかろうか。それとメニューが大枠過ぎるため、県の施策に沿った事業に限定されているのかどうか、非常に疑問であると、限定すべきではなかろうかなということ。一方では地域で山の特性も異なり、地域の実情に精通した市町村が整備するという自体については、よいのではなかろうかというような意見が出たところでございます。

そうしたことを踏まえまして、具体的にメニューがどれどれこういうような形でメニューをコンクリートするというまだ段階ではございませんけれども、地方税制研究会のご意見を踏まえまして、3つ掲げさせていただきました。交付対象事業の具体化と選定方法の見直しをさせていただく。それと、事業の選定方法を見直しながら、県の施策との整合を担保、その事業が県の施策と整合しているんだということを担保していきたい。それと、新たな課題への取組を推進するために、予算配分の算定方法を見直しということで、先ほどご説明いたしました。県といたしましても、その間伐も含めまして、新たな課題に取り

組んでまいりますので、これはあくまでも県の事業という形の中で支援金を交付させていただいておりますので、それにあわせて取組の見直しをさせていただきたいということでございます。

最後の資料2-4でございます。そうした中で、森林税、今、現行におきましては、個人の均等割については500円、法人については5%という形になっております。それも期間については5年という形の中で、今年度で終了するというような状況にあるわけでございますけれども、今後やるにおきましては、税率と期間ということについては、当然、大きな課題になってくるわけでございます。ケース1、2、3と挙げさせていただきましたが、当然、これはさまざまなケースが考えられるのかなと思っておるわけでございますが、林務の資料といたしましては、3つ、現行の個人500円、法人5%、期間5年、現行の森林税と同じ場合における事業規模に対するメリット・デメリット。それとケース2でございますが、税率等を倍にするといった形の、期間については5年という形のメリット・デメリット。逆に税率を下げた場合、なおかつ期間を3年という形にした場合の事業規模とメリット・デメリットという形のをまとめさせていただいたところでございます。

メリット・デメリットについては、細部にわたればいろいろ細かいことがあろうかと思っておりますけれども、大きくりにいたしますと、このようなメリット、あるいはデメリット等があるのではなかろうかなと、このように考えているところでございます。

雑駁でございますけれども、このような形で、税率等も含めた資料として今日の研究会の資料でご報告申し上げます。以上でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。先生方から質問・ご意見をいただきたいと思っておりますけれども、私の方でまとめさせていただいた座長メモ、これはまた後もう1回ご説明させていただきますけれども、座長メモというのが大きなA3の後ろについてございます。その中のこれ報告書の方向を表すものですが、3枚目の一番下のところの課題及び改善点への対応をいうところをご覧いただくと幸いです。そこをご説明をさせていただきます。その上の税率に一切触れずに入っちゃいますけれども、これについても後でご質問いただきますが、私も論点をいくつか挙げさせていただきました。課題1、超過課税に事業としての説明、間伐の方法、今ご説明いただいたのですが、私の方でもうちよつとというか、立場が立場なので、もうちよつと、歯切れよく、分かり易く書いてありますけれども、切り捨て間伐支援から搬出間伐支援への方針の転換ということです。この報告書では前半分を今までの5年間の総括ということですが、そこで切り捨て間伐に対する疑問点が少し書いてあります。その上でひとつここでキーワード、全部読み上げることは致しませんので、資料を見ながらお考えいただければと思いますが、キーワードとしてはやはりこのまま現状維持、あるいは悪化を食い止めるということだけではなくて、少し長野県の森林に活力が生まれる、あるいは、少し経済的な、県民の方にはこういう使い方をしませんが、インセンティブというか経済的な刺激効果を生む方向に変えていかないと。そこに書いてございますように、いつまで間伐を続けるんだと。もちろん、公益であるという訳ですから、税金を投入することは全く否定している訳ではありませんし、どんどんやらなければと思いますが、ただ、切り捨て間伐だけですと永遠に繰り返しやっっていかなければいけない。そうなる

超過課税というよりも、もはや一般財源でやっていくことになる。そうであれば、超過課税でやっている、しかも見直し期限を設けている以上は、少し活力が出るように。難しいのは先生方のご意見を伺っても十分よく分かっておりますけども、ここはやはり今までのように全てを切り捨てとするよりも方針転換をしてかなり前向きに、県民への説明としては搬出の間伐を含めて支援をしていく、という方向に転換をしていくべき。それによって将来長野県の森の活力が高まり、出来れば林業の復活というのは大げさかもしれませんが、林業における雇用の拡大、あるいは、地域の活性化、こういうことが図れないかなというのが第1点目。これが大きなひとつの方針転換になります。この点で、後で林務の方でお出しいただいた表現、どの程度なのか、ご質問いただければと思います。

第2点目は、ここに書いてありますように市町村への支援ということになります。これは委員の先生方にも多々ご意見をいただきましたし、専門部会の方ではもっと時間を掛けて議論して参りました。この支援金がどういう性格のものなのか、補助金なのか、財政支援交付金なのか。極端にいうと両端になるわけですが、やはり一般財源ではなく、超過課税で県民にわざわざご負担いただいて、県が増税をしている以上は、やはり、今の両端のどちらかと言えば補助金に近いものであろうというのが、税でいうと出てくる結論かなど。そうしますと、例えば、今のように私の界限にも欲しいというものに入れば、事業採択の可能性があるというのはあまりに説明責任が果たせないだろうということで、何に使っているのかということをお自身が説明出来るようにしなくては、超過課税をすることが難しいのではないかとというのが支援金の見直しに。ですから、当然方針としてはメニューを細分化して事業を限定して行って、もちろん手を挙げていただくのは市町村ですから、押しつけ・下請をさせるわけではございません。ですから、出来るだけ市町村の意向に沿うようなメニューを吸い上げるというのは、支援金の申請以外のところで既に林務の方でやっていただかなければいけない作業になろうと思います。なので、5年の経験がおありでしょうから、そこの中から市町村のニーズを吸い上げるあるいは、日常的にニーズを吸い上げていただいたうえで、メニューを決めていただいて、後は手上げ方式をしていただいて、支援を決定する。そこにも書いてあるとおり、必ず事後的な指導のチェックを掛けなければいけない、これについても是非ご検討いただきたい、というのが私としての個人的なメモになります。

後、課題3、4というのがありますけども、これは大したことはありませんので、以上2点が大きな変更点になります。

その上で、今有賀さんの方からご説明いただきました点を含めて委員の先生から、ご質問・ご意見を賜れればと思います。

進行上の区分けをさせていただきますが、大きく2点の方針変更をさせていただきたいと思っておりますので、第1点のことについてですが、間伐の今まで里山で切り捨てだということでやってきたものを、搬出用にも拡大をしたい。この点、森の周囲の話と、間伐の形態、切り捨てと搬出という分け方と、もうひとつが里山と奥山と水源林というものがある訳ですが、この水源林というはどこにあるのですか。2ページ目の資料の地図上・・・。

(有賀森林政策課長)

・・・技術の関係になりますが、よろしいでしょうか。

(春日森林政策課課長補佐)

森林政策課の企画係の春日と申します。よろしくお願ひいたします。今、先生からお問ひ合わせのありました水源林の位置づけということです。ここのところに掲げております水源林の位置ですけれども、これにつきましては、現在の森林づくり県民税が、里山を対象を絞って実施をしているという状況の中から、資料2-2のところの右側の欄、ごらんいただきますと、県内の森林の状況というところで、先ほど課長から説明をいたしましたフローの中で、一番下段にあります4万5,000haの今後、間伐が必要な里山というところを抜き出しております。この抜き出しにつきましては、森林簿というデータがあり、それに基づいてピックアップしています。この4万5,000haのうち、水源涵養機能の位置づけと、あと土砂災害防止の機能の位置づけがそれぞれありますので、この4万5,000haのうちで、そういう機能を持ったものを抜き出したものが水源涵養の1万4,000ha、土砂災害防止の1万3,000haをピックアップしているものでございます。

(青木座長)

私がお聞きしたいのは、水源林というと森の奥の方なのかなというのが県民の方の普通のイメージだと思いますが、今回そこは対象にしていらないということですか。

(有賀森林政策課長)

おっしゃるとおりでございます。ここのところに、今、里山、下のイメージがございませけれども、当然、奥山のところでも、その水源林といいますか、水源の涵養だとか、そういったところは当然あるわけでございますが、今回、森林税として、水源林に着目するんですけれども、森林税の対象となる場所はどこかと言いますと、あくまでもそのうちの里山のところに絞り込ませていただきたい。その絞り込んだ里山の中でも、大きな、大規模な個人所有ということじゃなくて、小規模の個人所有の方の持ちものであって、なおかつ水源のところに対応しているのかどうか。といったものが、今、説明させていただきましたように1万4,000ha、1万3,000haということでございます。

(青木座長)

もう少し最初の方で聞けばよかっただろうと思いますけども、委員の先生方もこの2回くらいでお聞き及びになっていらっしゃると思いますが、そもそも里山ということに限定した理由を、5年前は里山にすると、今回、改めてそこの部分を考えなければいけない、我々も中間に位置する者として、報告書として知事にご報告しなければいけない。

里山、今言ったように、水源を守りましょうということに限定して、絞っていくということだろうと思うんですが、そこを打ち出すときに、里山に絞ってしまって水源を守ることが果たせるのか。奥山を入れなくていいのか、ということ素朴な疑問として当然出てくると思うんですが、そういう場合にどういう風にご説明されていらっしゃるのか。

(有賀森林政策課長)

水源林保全のために、例えば間伐を中心としてさまざまな事業をさせてもらう中で、当然、奥山のところでも、当然その間伐等によって水源林の保持でありますとか、土砂災害への対応というのは当然必要になってくるわけでございます。したがって、本来、例えば境界線があるわけじゃないんで、何で里山に絞ったかと言いますと、例えば奥山のほうになりますと、そういった事業をやるについて、集約を図りながら国のほうの、保安林指定による治山事業でありますとか、さまざまな事業が当然あって、やっぱりそのところまで森林税を充てながらやるというような、5年前もそうでございますけれども、考え方ではなかろうかなと思っております。基本的には、自分のところの家の近くの、里山が荒れ放題になっていて、なおかつさまざまな、経済的に非常にコストがかかるということで手のつけられてないところを今までやってきたというところでございますので、ここに赤い里山と書いてございますけれども、今後ともその里山ということ、基本的にはその部分を税として充てて、ご理解をいただいでいくと。奥山については、さまざまな他の事業、県も当然それは、財源として、税でなくて一般財源の中で対応はしてございますけれども。その区分けは、林務といたしましては、今後ともそのすみ分けをしっかりと認識をして事業に当たっていききたいなとこのように考えているところでございます。

(青木座長)

私、これであと最後にしますけど、見直しの、ちょうどその同じページの左側の真ん中辺にありますけれども、森林税活用事業の考え方のところ、一番の方針転換である、補助対象としないところというのは、地域全体で多面的利用に供する場合は補助対象にする。これが私はよくわからないんですけど。多面的利用に供するというのはどういうことなのか、お教えいただくとありがたいんですけども。

(有賀森林政策課長)

具体的にイメージがわからずに申しわけございませんけれども、例えばで言いますと、条件の悪いその里山で、搬出間伐を進めるためには、里山の森林所有者の理解が非常に必要だと。非常にいっぱい所有者がいますので、搬出をするについても、それぞれの方々のOKが必要であるというのが現実でございます。そうした中で、地域が主体的にかかわる中で、林業事業体のプロと連携しながら、例えば建築用材でありますとか、薪だとか、それだとかバイオマスとしての間伐材の利用というのを、地域全体が、例えば多面的に利用する、こういった仕組みをつくっていく必要があるのかと。

今、現場で言いますと、今までの森林づくり県民税で切り捨て間伐をしたところがいっぱいあるわけでございますが、それを搬出をして、バイオみみたいな形でチップ化する。そのような流れさえあれば、いわゆる搬出をしたいという地域も非常にあるということが現実でございます。そうした中で、搬出をするについては、例えばコストが非常に乖離があるがために、なかなかそういう気持ちを持っていても、搬出までには至らないといったところが、非常にあるんですけども、個々の所有者で言いますと、そこに多くの方々が絡んでいるような間伐をしたところがあるものですから、そういったところを地域全体の合意を得て、ではこの切り捨てたところの間伐については、例えば違うところの、利用をするようなプロの業者と連携しながら、何か使えるような方法ができないかと。それにつ

いては、コストがかかるんで、それについて、もうけになつてはいけませんけれども、そのコストが、自分の持ち出しがない範囲内でそういった仕組みをつくって、搬出まで道筋をつけられないかと。このようなどころというのが、県下各地にもあるという認識のもとに、こういった多面的利用に対する、その地域全体でという枕詞がございますけれども。一つの、例えば森林の事業者ということではなくて、そういった、小規模なんだけれども地域全体で合意を得れば、そういった動きになり得るところという意味合いで、これを表現をさせていただいたということでございます。

(青木座長)

余計にわからないんですが。

(春日森林政策課課長補佐)

すみません、補足をさせていただきますと、里山は、ご承知のとおり、非常に細かくて所有者が多いという中で、地域ぐるみでの、ある程度一定の区域の所有者だとか、地区の人たちに了解を得ないと、なかなか搬出までつながらないという実態があります。そのため地区での合意を得ることが、搬出をするための条件にもなってきます。話がまとまったところについては、搬出ということも考えられますので、条件といいますか、そういう地域での理解が得られたところについては、積極的に搬出間伐について支援をしていきましょうという考え方ということでございます。

(青木座長)

今、お聞きをして、何となくなんですが、林務のプロの方にそう言われると、これ以上、質問できないんですけれども。地域の合意というか、所有権が錯綜しているようなところ、本当にそれだけなんですけど、というのは、今のようにこうやって書かれてしまいますと、例えば一人で、個人の方で、今、コストがかかるから搬出しなくてそのまま放つばらかそうって考えている方が、個人で多少援助してもらえれば、もうからないまでも、あるいは多少もうかっても私はいいと思いますけれども、とんとんになるぐらいなんで搬出しようかと、では何かで使おうかというような方がいると、ここの条件を書かれてしまうと、どうなんですか。

要は一番心配しているのは、ずばっと申し上げますと、よく霞が関でやるのは、こうやって前提条件をいろいろつけると、実質ゼロになるでしょうというのが普通の考え方なんです。それを警戒してしまうんですね、たくさんつけられると。ですから、個人の人でもいるんじゃないですか。例えばそういう人は合意が必要ないですよって思うわけですね、ずばっと言えば。今日、こういう話をするんで新聞記者さんに出て行っていただいたんですけど。それはいかがなんでしょう。

(春日森林政策課課長補佐)

そうですね、先生おっしゃるように、特定の人が出したいけれども、それに対する支援策はないかというようなお話かと思います。この搬出への支援というのは、当面、地域と里山のつながりということを見ると、こういう表現にしておりますけれども、ご指摘の

部分については、今後、検討してまいります。

(青木座長)

はい、先生方、ではご質問、ご意見をお願いいたします。白戸先生、いかがですか。はい、お願いいたします。

(白戸委員)

前回、私、欠席させていただいたものですから、議事録でしかちょっと追っていないのでとんちんかんになるんですが、今の青木先生と林務部のやりとりを聞いていて、なぜわかりにくいかがよくわかってきたのは、一つは、この流れを見ると、特に先生が出していたのを見ると、今までどちらかというところ、森林づくりというコンセプトに関しては、県民個人というか、一人一人ということがどうかかわるかというところで話が出てきたのが、こここのところへ来て、里山のモデルをつくるのか、コミュニティをつくるという話がこう出てきているんですね。

ちょっとこう過去の歴史を振り返ってみると、どうして森が荒れたのかというところに、原点に戻ると、それは文化とか伝統がなくなったから森が荒れたわけじゃなくて、森で食えなくなったから森が荒れたんだろうなという気がしています。そういう意味では、里山を守るコミュニティをとというのは、確かにその文章としては大変きれいなんですが、現実からいって、僕はなかなかそんな簡単に、少なくともこの税制の5年間で結果が出るようなことにはならないんだろうなというふうに、個人的には思っています。

前日も言ったように、僕は農政のほうの中山間地の直払いの委員長をやっていますが、あれはコミュニティを、集落営農でもってコミュニティを形成して、それでやっていこうとあって、補助金としては大変いいものなんです。残念ながら、5年おきにやっていくときに、どんどん、どんどん減っているんですね。それは、5年間先に、もう集落がないんだと。要は、簡単にいうと、集落に実際に見に行ったりすれば、65ぐらいのおじさんが、私が一番若手だと。あとは80以上でということと言われるんですね。要は、簡単にいうと、特に中山間地のコミュニティというのは、もうほぼ崩壊寸前に来ていて、それをあてにするというのは大変危険だなというのが一つです。

したがって、僕は青木先生のメモのところにあるような、経済的な機能というか、そのところに少しウエイトを置くべきじゃないかと。要するに例えば搬出した間伐材を何らかの形で産業に結びつけるとか、そういうところにもう少しお金の用途を使うほうが、例えば5年というその期間の中で、しかも超過課税というものから言えば、よりわかりやすいんじゃないかなというご意見だと僕は思うんですが、全くそのとおりにかなというふうに思っています。

里山だとかコミュニティ自体の重要性というのは、私は、もともとそういう研究をしておりますので、ものすごくよく、意識的には思うんですが、現状を見て、実際にこれを施策として動かすときには、やはりそこはもう少し現状認識を厳しくしたほうがいいかなと、そんなふうに思います。

(青木座長)

ありがとうございます。小澤先生、いかがでしょうか。

(小澤委員)

今、白戸先生のご意見を聞きまして、なかなか難しい問題だなということは、改めて感じます。今のお話のとおりコミュニティがほぼ崩壊している中で、そこに頼るのが難しいというご意見で、実態もそうだと思います。しかし、この里山に限っては、それを集約化することによってでしか動かないような面が多く、その集約化のため森林税を使ってきたという実態もあります。また、本来あるべき方向としては、座長メモのとおり、産業化しないと超過課税の意味もないというのもおっしゃるとおりなんですが、一方においては、資料2-2の左側の図にあるとおり、国の保安林とか治山事業で手に負えないところを、だれも何もやってくれないものですから、森林税を入れざるを得なくなってしまうと、そこで森林税を入れたと理解しております。そこで、森林税の中でうまく売れるような道筋が見えてくればよかったですけれども、そうした段階には至らず切り捨てにせざるを得なかったということがあります。先の春日森林政策課課長補佐のご説明ではないんですが、その中でかろうじて出せる材は、集約化など取りまとめをしてもらったところではあり得なかったという入り組んだ事情も一方においてあったと思います。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。沼尾先生、いかがでしょうか、この点について。

(沼尾委員)

私、長野県内の森林の状況をよくわかっていないのでとんちんかんなことを申し上げてしまうかもしれないんですけども。まずこの超過課税という性格を考えたときに、既存の財源、一般財源でやるべき事業と、超過課税を使ってやるべき事業との違いについて県民に説明できるように整理を行うことが軸になるんじゃないかと思います。そこを出発点として考えたときに、資料2-2で、森林を、木材生産の高度化を目指す森林と公益的機能の発揮を目指す森林ということで分けていたんですけども、その中で、林野庁の補助がつくものと、そうではない、補助対象から抜け落ちてしまうんですけども、県内の森林を保全するうえで非常に重要なものがあって、それを、今回、里山というところで整理をしたいと。こういう形で、一定の説明がつくのであれば、そこに森林税を入れるという考え方は成り立つと思ったところです。

その上で、今のその「里山林業」の話なんですけれども、ある程度、材の切り捨ての後の搬出ですね。それを材として回していくところに財源を充てるという考え方、私は全然否定するものではないんですけども。実は前回のこの研究会のときに堀越委員が、そういう形で、その個人の財産ですね。その販売したものに対して収入が得られると。そこに対して税をあえて入れるのはいかがかというご発言をしておられました。私は県民ではないんですけども、もし県民の皆様の中に、つまりそういうふうにして材の搬出に対して税金を入れて、それを販売して金もうけしてしまうとすれば、それはいかがなものかという意見があるとすれば、そのところは、やっぱり一定の整理をしておく必要があると思うんです。ただそこは、補助の入れ方、金額ですとか、規模、例えば利益を出さないま

でも一定のインセンティブを与えて、それで切り捨てて放置するのではなく、搬出まで行うことで、山や森で材の循環をしていくと。単なる経済性だけではなくて、自然環境の保全と活用、循環の意味について積極的に評価できるのかどうか。そこはやっぱり県民の皆様の判断によると思います。

そこで1点お伺いしたいのは、実際に、切って搬出するのにどのくらいコストがかかって、仮にそれが売れた場合に、どのくらいの収入になるのか、ならないのか。その辺の値ごろ感を教えていただければと思います。

(青木座長)

感覚で結構ですので、はい、これは報告書にもぜひ必要なことですので。

(春日森林政策課課長補佐)

間伐材を搬出する経費と、どのくらいで売れるのかというご質問かと思えます。まず間伐材を搬出する経費ですが、当然、条件によってさまざまですが、道が近くにありまして、比較的地形のいいところで機械が入っていけるような場所につきましては、搬出の経費は、材積1立方メートル当たりで、8,000円とか9,000円ぐらいの搬出の経費がかかります。これは、あくまで林の中から道のところまで出してくる経費です。

それと、条件が悪くてなかなか機械も入れないところにつきましては、架線を使って出すんですが、その場合ですと、大体1万2,000円ほど、搬出するのに経費がかかるとかなと思います。

これとは別に、道まで出してから、市場とか、製材工場に運ぶ運賃、これが2,000円～3,000円かかる状況です。

一方で、販売価格はどのくらいかということですが、長野県はカラマツが主体ですので値段はそんな高いものではありませんが、大体8,000円～9,000円、これも1立方メートル当たりです。これも木の状況によりますけれども、曲がりとか材質が悪いと丸太として売れないという状況になりますので、チップ用とかになりますと、1立方当たり5,000円位という金額になります。里山の場合には、どうしてもチップが割合は増えてしまうというふうに思っております。

(沼尾委員)

すみません、今のお話ですと、平均的なところでは全然採算がとれないということなので、それを多少穴埋めするという意味での財政支援という考え方は成り立つと思います。そこについては県民に対する説明責任を果たしていくということが大事だと思いました。

あともう1点、逆に、私、わからなくなってしまったのは、結局、この森林税を活用した森林づくりというときに、目指すべきつくられる森林の形というのはどういうものなのかと。そこが、例えば松やスギやヒノキといった、ある程度材を生産するものとして回していくということなのか。里山な度の場合、かつて松やスギなどを植えてしまったところを再び混交林化して保全をしていくのか、「里山林業」という考え方は一つ、地域で何か里山を活用するためのきっかけとしては非常におもしろい考え方だなというふうに思ったんですけど。最後、その里山が目指していくべきものがどのあたりにあるのかということ

が見えにくい。この「里山林業」ということを打ち出してしまうと、なかなか混交林化ということとちょっとなじみにくくなってしまいますので、そこはある程度、地域の判断というんでしょうかね、を、何か余地を残しておくような形での打ち出し方が考えられてもいいのかなというふうに思ったところです。

(青木座長)

今のはアドバイスということでもよろしいですね。いろいろご議論いただいて大変ありがたいです。今、沼尾先生おっしゃったところ、特にそうなのですが。やっぱりイメージとして、これ、どう、我々が報告書を出して知事に提出をしたときに、後で記者会見もありますけど、メディアの方がどう取り上げて、県民の方がどう受け取るかというところがとても大事なんですが。率直にいうと、どれか一つで、今言っていること、どれか一つでバーンと100%いくとか、そういう話ではないと思いますので。最初から申し上げているように、なかなか林業化するということが難しいのも、もうこれみんなわかっていることなので。おそらくその、里山を混交林化するのか、それとも業として成り立つような物を植えるのかということも含めて、ちょっとあんまりオールオアナッシング的な発想はなかなか難しいし、そんな急に動くものでもないというのが現状のかなという気はします。

ただし、むしろ林務の方に考えていただきたいのは、どういう森にするんですかというのは、これこそが核心的な、一番大事な実は質問で、長野県の森をどうされたいんですかというのは、我々がお聞きをしたいんで、そこに向かって、ではどうやったらいいんだろうと。今回の場合は、前回は現状維持だったので、少しそこに経済的なインセンティブを入れていき、かつ、今、現状で、要はマーケットなり、マーケットといいますかね、用途として成り立っていない新しい用途も含めて、財政支援が入れば成立し得るマーケットもあるはずですので、そこが、もうけが出るか、出ないかは別にしても、使用の可能性というのは、援助があれば使おうとか、援助があつてコストが下がれば、例えば燃料にしる、あるいは建築用材にしる、使おうかという話もあるわけですから。少しそういうやっぱり長野県の森の活力、自立とは言いませんけれども、活力アップ、かつ援助間伐頼りというのから少しずつでもやっぱり前に行ければなというのが今回の目的ですので。今、委員の先生方のご意見をいただきますと、おおよそその方向で合意はしていただけたのかなと。

ただ、今日いらっしゃらない堀越委員の代弁を沼尾先生していただきましたけれども、その個人資産云々というところについては、報告書でも丁寧な書きぶりをしたいというふうに思います。今、ご説明いただいたように、現実としてもうけが出るなんてとんでもないというのは、これはもう多少知っていればよくわかっている話ですし、もう一つ言うと、あまりにもその問題を大きく騒ぎ立てると、そのことによって長野県の森林の将来がもっとだめになってしまいますよということは、書かざるを得ないのかなという気はしています。多少その個人、何をやろうとやっぱり個人、何でしょうね、土地に関する事で何か政策をと言えば、必ず個人資産云々という話は当然ついてくる。都会の道路開発ですら同じことで地価上昇は当然するわけですので、そういうところをあまりにも強調してしまいますと、大胆などいいますか、有益な森林政策ができませんよと。今回の場合には、現実的にマーケットが成り立たないところに多少援助を入れ、かつそれが個人の収入、もうけとは言いませんけど、収入につながったとしても、それは大きな目で見れば、県民すべての

人に利益が行くことに役立っているんですよというように、少し丁寧な報告書を書きたいと、この点については思っておりますので、ぜひご了解をいただければというふうに思います。

それでは引き続き第2点目、これもやはり現実、記者さんがいると、これこそ記者さんに出ていただいた、私からすると一番の理由なんですが、市町村支援金です。これは政治的にも、あるいは総務部長あたりも大分ご苦労されるんだろうというふうに拝察しておりますけれども、私のほうはかなりちょっと、私が悪者になろうと思いましたが、かなりきつめのことを書いてございます。先ほどご説明をしたとおりでございます。やはり県の事業、もちろんいろいろなご意見を賜りまして、いや、市町村、やっぱり事業、地域がわかっているのは市町村でしょう、当然です。サブシリアリティーですので、当然ですけど、市町村優先でいくべきなのは、みんなもうだれも否定しません。ただ、今回の場合には、やはり県がわざわざ県民の方にお願いをして、ご説明をして超過課税をしているところからすれば、私はやっぱりずばっと割り切って、極端に言えば完全に補助金的なメニューの決め方。あとは、メニューの選択だけは市町村の申し込みでというようなことを考えておりますが、この点、いかがか、きつ過ぎるのか、あるいは何かあるのか。

この点について、もう1点、ちょっとお伺いをしたいんですが、前回の会議で問題になりました鳥獣対策は、今回はこの支援金からは外れるということによろしいんですか。

(有賀森林政策課長)

メニューの中に鳥獣対策と入れるつもりはございません。

(青木座長)

ないですか。

(有賀森林政策課長)

はい。ただ1点でございます。当然、さまざまなメニューを限定列挙するという形でございますけれども、やることによって野生鳥獣にも、メリットがあるというような施策も当然あるのかなというのはありますけれども、メニューの中に野生鳥獣対策だとか緩衝帯かどうか、この前ありましたですけれども、ああいうものをメニューの中には入れるつもりはないということでございます。

(青木座長)

もうちょっと自信を持って答弁されたほうが、ここはまあいいですけども、議会だとちょっとまずいかなという気はします。

(有賀森林政策課長)

当然、野生鳥獣は、ニーズが高いというのが、市町村の意見だというふうに認識してございます。

(青木座長)

ただ、私がお伺いしている限りでは、ここのこの税以外に1億2,000万円あるというお話で、そちらのほうで当たっていただけるといようにお聞きを・・・

(有賀森林政策課長)

1億2,000万円と言いますと・・・

(青木座長)

鳥獣対策予算というのが。

(有賀森林政策課長)

そのほかの事業ということで・・・

(青木座長)

一般財源のほうで、1億2,000万円あるということ。

(有賀森林政策課長)

すみません、ちょっと事業規模、すみません。林務関係ではそのほかの事業がございませんので。

(青木座長)

それはもう我々が言うことではなくて、これは理事者判断ですのであれですけれども、前回の委員会、専門部会と、この点についてはあったので、確認させていただきました。それでは委員の先生方から2点目のご質問、ご意見をちょうだいいたしたいと思っておりますけれども。市町村交付金、さまざまご意見があるのは承知の上ですが、いかがでしょうか。

もう一言言いますと、例えばですけれども、私のこれはアイデアなので、またご批判いただいても構いませんけれども、どれぐらいかわかりませんが、5%ぐらいのところは、市町村側から、メニュー化は95%にしておいて、例えば5%ぐらいは市町村のほうからの提案の余地を残しておくというのも、一つの工夫としてはあり得るかなと。ですから、あまり全部、100%を完全メニューで限定して、かなり、例えば土砂災害であれば土砂の何とかの何とか事業でどういう積み方をすると補助しますというのは、あまりにも厳格であれば、5%ぐらいのところ、今、1億円とお聞きしていますが、大体、予算規模的に1億円の5%ぐらいは、市町村のほうからご提案いただいて、県庁のほうできちんと審査の上、これはいいねと、新しい方向性としてやろうというようなのがあってもいいかなという気はしていますので、追加ですが、一言申し上げさせていただいた上でご意見をいただければと思いますが、今度、では逆回りをお願いしたいと思いますと思いますが、沼尾先生、いかがでしょうか。

(沼尾委員)

すみません、ちょっと大変基本的なことを伺って恐縮なんですけれども。これ、森林づくりに関して、県のほうで直接実施するものと、市町村が手を上げるものというのは、どういう切り分けになっているのかというところをちょっと教えていただけないでしょうか。

(春日森林政策課課長補佐)

県で直接実施するものは、この支援金の中にはございません。すべて市町村で、手上げ方式に近い形で、こういう内容について支援金を活用したいという場合にですね・・・

(青木座長)

極端に言えば、似たような事業を両方がやっているのか、それとも明確に、これは市町村がやる事業で、県の事業はこの範囲。

(春日森林政策課課長補佐)

県の事業は、この森林税の中においても、事業名を上げて用途を示しております。支援金につきましては、その県のこの森林税の事業に活用できない内容に限定をして、市町村の独自性なり、必要な内容に使っていただいています。ですので、こういうことをやりたいということをおあらかじめ計画書を出していただいて、それを各地域に設置してあります地域会議で内容を検討しまして、最終的には地方事務所長が採択事業を決定しています。

(沼尾委員)

すみません、ちょっとまだよくわかっていないんですけど、里山があったときに、その里山に関して手を入れるのが、例えばここは必ず県になるとか、ここは市町村になるというような、何かそういう切り分けの基準みたいなのは、それはかなり偶然性によるんですか。

(春日森林政策課課長補佐)

今、おっしゃられた、里山の整備につきましては、森林税で事業を立ち上げまして、みんな支える里山整備事業を立ち上げていますので、通常の里山の間伐につきましては、この事業を使い、支援金で別途その里山の間伐をするということは普通はありません。

(沼尾委員)

そうすると、例えばある里山について、そこは県がその活用事業の対象としなかったと。だけど地域でやりたいんだというふうにして、たまたま県の対象とならなかったところを、その市町村のほうで手を上げて同じようなことをやるということはあるんですか。

(春日森林政策課課長補佐)

例えば、細かい話になって恐縮ですけども、里山整備事業では、1 ha以上のまとまりが必要になります。ですから、1 ha以上のまとまりがあれば、その事業で対応すればいい話なんですけど、採択要件に満たないような場合、0.何haだとか。どうしてもそこを市町村が中心になってやる必要があるというところについては、支援金を使うということもあり得るかもしれません。

(沼尾委員)

そうすると基本的には、その1haという形で集約できて、それを県の事業としてやられた場合には県のほうでやるけれども、そこから外れてしまった、小規模だったり、ばら地だったりしたようなものについては、市町村のほうでやる可能性があるということですか。

(春日森林政策課課長補佐)

そうです。

(沼尾委員)

すみません、その上でちょっとよくわからなかったというか、この資料2-3を拝見して、今のお話を伺っていると、結局、その規模なりで、一つの事業に関して、県が直でやるものもあるし、市町村がこの支援金を活用するものもあるということで、かなり幅広だということはわかったんですけども、逆にこの見直しについてという案が出てきたときに、この3番で前回の研究会の意見で、メニューが大枠過ぎるので県の施策に沿った事業に限定すべきという書き方になっているんですが。この施策に沿ったとか、メニュー化というもので、どこまでその市町村の用途を縛るのかという、ちょっとそここのところのイメージが、何かまだこの研究会で共有されてないのではないかと。そのときに、結局どういう森林をつくりたいのかという方針と、例えばある程度のゾーニングがかかっている、そこに目標が設定されていて、その目標に到達するためのプロセスについて、ある程度その市町村なり、その地域の実情に応じて、決定権が市町村の側におりるという考え方は当然あり得ると思うんですけども。

その目標に到達するための手法なり何なりというところまで全部そのメニュー化して、それに載らないものはやれないという形にしてしまうと、それはちょっと逆に縛りになってしまって、使いにくい補助ないし支援金になってしまってもいけないんじゃないかと。そう考えたときに、この県の施策に沿った事業というのを、ちょっとどういうふうに解釈すればいいのかなというところが若干気になったんです。そのところがある程度の明確な方針なり目標と、それに見合うプロセスというところで合意ができるのであれば、何かもう少し柔軟でもいいのかなというふうには思ったところです。

(青木座長)

今のところが実は一番大事なところでして、大枠の方針が、先生方、まだお二人、先生方、今からお伺いをしますけれども。そのところで、その大枠で合意ができるのであれば、どこまででは縛るか、どこまで決めるか、縛るかという言い方はよくないです、撤回します。どこまで限定化するかというところなんです。これ、林務のほうでは何かイメージは持たれていますか。

(濱村森林政策課企画幹)

私どものほうでは、県の施策で言いますと、森林づくり指針というここ10年先の計画を持っておりまして、そこに、みんなの暮らしを守る森林づくりだとか、木を活かした力強い産業づくりだとか、あるいは森林を支える豊かな地域づくりという、そういう大きな柱があります。その下にさらに細かい施策で、例えば森林の保全だとかという項目があった

り、あるいはその適正な森林の管理だとか、多面的な利用だとか、そういう非常に細かく施策が分かれております。そういった中で、県としてすべて網羅できるようなものは当然やっていきますけれども、県と市町村セットでやっていかなければならない項目だとか、あるいは効率的な面でも、市町村にある程度お任せしたほうがいいかなというような部分がございます。そういった県の施策を踏まえつつ、今のメニューが細かくなってないところがありますので、もう少し細分化するとともに、現状の中でも、背景として、例えば自然エネルギーの活用だとか、あるいは水資源の水源林の保全だとか、あるいは地球温暖化対策だとかという新しい課題も出てきておりますので、そういったもののメニューの中に入れるなど、県の施策に資するというような、柱で考えていきたいなというふうに思っております。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。これは委員の先生方からむしろご意見をいただければと思うんですが、今、林務のほうでは、なかなかこうすばっとどこまでってわかりにくいと思うんですが、沼尾先生とすれば、目的がはっきりしていれば、プロセスはできるだけ柔軟なほうがいいというご意見でよろしいですか。

(沼尾委員)

はい、おっしゃるとおりです。ただ、先ほど鳥獣害の対策の話がありましたけど、ああいう形で、一般財源で別のメニューがあるところに、さらにそれも森林税で入れていくというようなところについては、やっぱり一定の仕分けが必要だということはそのとおりとしたいと思います。

(青木座長)

それともう一つは、目的の細かさといいますか、要は数値で達成目標でも定められれば話は簡単なんですけれども。土砂災害防止と言われて、ではこれ目的ですから目的達成すればって、次の年には大雨でも降らなくて、では目的達成しましたっていう話になってしまうようなものであれば、限定化する意味があまりなくなってしまうので、これ、言葉の上だけだとなかなか難しいんですけれども。実際にどうやったらいいんだろうかと。一番きちんと説明責任がつくのは、沼尾先生のご意向、私もどちらかというところらに近いんですけれども。ただ実務を考えると、やはり手段からある程度決めないと、なかなか県自身の説明責任は持てないし、沼尾先生、ご懸念しているような重複行政、大阪の市長さんは好きですけども、重複行政的なこと、あるいは同じようなことをやりながら効果がそむいてしまうみたいなこと、起きかねないかなという気はするので、このあたり、いかがでしょうか。では次、小澤先生、お願いいたします。

(小澤委員)

そうですね、大体、全体的な見直し案を2-3に書いていただいてあって、それから青木座長さんの最後のご意見と、方向的には一緒かなという感じがしました。では具体的な中身がどうかということで、沼尾先生から、一つの山でイメージした場合の県と市町村の

役割分担というイメージのお話でしたが、実は私もよくわかっていない部分がありました。では、過去どんな市町村の用途があったのかというような資料を見ながら具体的に詰めていかないと、思いもよらないことをやっていたとか、実はいいことをやっていたとか、いろいろあると思いますが、そのような資料から検討することで、具体論になるのかなという思いがします。

(青木座長)

まさにおっしゃるとおりです。ありがとうございます。白戸先生、いかがでしょうか。

(白戸委員)

僕も、大体方向性としては一緒なんです。一方で、座長さんがおっしゃったようなメニューをというのも、現実の中では必要なのかなという気がしています。林務部の中でもそうなのかもしれないけど、ほかの部局等も含めて、極めて重複はあるんですよね、多分ね。鳥獣害一つとって、農政の予算でやると柵をつくるし、林務の予算でやるところだよと。ところが例えば猟師さんが言うには、今、猟師さんというのはほとんどあれボランティアでやっているんですね。一発で仕留めれば、絶対その柵をつくるより我々のほうがいいんだと。ただ、猟師さんというのは、シカはおもしろくないそうですね。シカというのは、撃っていても全然おもしろくなくて、やりたくない猟なんだそうです。それをボランティアで、しかもそれで猟師で飯を食っている人に出ろといふとなかなか進まないというので、その辺をこううまくやればいいじゃないかという議論が一つあるんです。

要は、もしメニューをきちんと、ある程度こう明確にしたときには、もう一つその外側にといいか、この森林税ということだけではなくて、もうちょっとこのほかの部局も含めた政策的なすり合わせが前提にないと、とんちんかんなことになってくるのかなと。特にこういう支援金というような、ある種、別メニューの場合には、僕は元気づくり支援金の審議委員もやっているんですが、市町村のプロセスを見ていくと、もちろん全部ではないですが、ほかに行くところがなくなった事業を突っ込んでくるという傾向もなきにしもあらずで、そういうことをまさに今まで懸念をしてきたんだと思うので、現実的にはやっぱりそういう対処といふか、そうさせない仕組みをきちんとつくっておく。

多分この森林税以外のほかの部局、農政だとか、ほかの部局のメニューがたくさんあって、その中できちんと総括的に県と市町村で対話をして、これはあっち、これはあっちという仕分けをする中で、森林税はこの部分のお金の使い方だから、これに当てはめてくださいというような、きちっとした議論が前提であれば、多分メニュー化しても、市町村の、何ですかね、このオリジナリティーを損なわないんじゃないかなと。それだったらこっちを使ってくださいというような、その枠だけの範囲じゃなくて、全体で見て配分していくというような感覚を仕組みの中に取り入れるべきじゃないかなと思います。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。全くもったもなご指摘で、ただ、どうそれをしていいかというのが、非常に難しいといひますか、これは我々の問題ではないんですが。また総務部長に重い課題になってしまうのかもしれないけれども。報告書には、今、白戸先生

にいただいたような言葉をぜひ入れさせていただきたいと思います。今、おっしゃっていただく、まさにそのとおりで、ほかの政策、ここだけ見ているとどうしても答えの出にくい問題も、ほかとかみ合わせるともっとよくなる、当然ですけれども、なりますので。

それでは第2点目、おおよそ先生方、ご同意をいただいたかなというふうに思います。はい、どうぞ、お願いします。

(沼尾委員)

今回、資料2-1のところ、多面的利用ということで、温暖化対策ですとか、移住・交流推進とか、自然エネルギー利用促進という観点が、見直しのポイント、3、4、5というところにつけ加えられているんですけども、この市町村に対するこの支援金のメニューの中にも、こうした取組に関するものをつけ加えていくというふうに理解しているのですか。

(有賀森林政策課長)

支援金の配分の仕方だとか、メニュー化の中に、林務といたしましては、一つの方法の素案でございますが、県の施策の方向性というのは、先ほど企画幹も説明しましたが、県としては指針等あるんですけども、資料2-1のとおり、新たにこのような課題があるといった形に、例えば温暖化対策でありますとか、移住・交流だとか、そういったところの、市町村がやるメニュー化をするんですけども。そういったところに積極的に取り組んでいただける市町村については、その分の、インセンティブという言葉はちょっとあれなんですけれども、例えば配分の仕方だとか、そういったことを若干重点的に配分をするような仕掛けをつくることによって、市町村がこんな事業を積極的にやっていただけるような仕組みを考えられないか、ただ素案でございますけれども、そういったことも、今回、支援金を考えるときに必要なかと。

単純にこう、先ほど座長がおっしゃいました、730事業を今までやってきたものですか、今までどういった事業をやってきたかというのは、整理は必要ですけども、それに加えて、資料2-1のような、県がこれから進めるような事業には、積極的に市町村も参加していただくような、その仕組みづくりですか、そういったこともちょっと支援金の中の配分のやり方といいますか、そんなことも考えていく必要があるのかなという認識で書かせていただきました。

(青木座長)

そうしますと、財政支援といいますか、この位置づけについて、冒頭から申し上げるように難しいんですが、その事業に対する県の分担もしくは財政支援ということに加えて、奨励的な目的が入るということでよろしいですかね。

(有賀森林政策課長)

固まってはいるんですけど、そのような方向を考えています。

(青木座長)

補助金としては、当然あり得る方向だろうと思います。

(有賀森林政策課長)

支援金は、個々の市町村に上げてきてもらうんですけど、基本的なその支援金の流れは、長野県の現地機関である地方事務所に配分をして、その中の、管内の市町村からの提案だとか、そういったものに対してやると。直接、その支援金を、県が直接市町村に配分をしていくというような制度には今のところなっていないということでございます。

(青木座長)

そこに改めてちょっと引っかけたんですが。その場合の、あくまで、今回、キーワードとしてはやっぱり説明責任を柱にしていきたいと思うんですが。そう言われてしましますと、県庁の責任・・・

(有賀森林政策課長)

県としても現地機関と本庁があるわけでもないものですから、当然、事業の検証というものについても、県が地方事務所と一緒にあって、どのような形でどのような成果が出たかというのについては、個々の事業の、そのご指摘があったような形の十分な検証ということは、その現地機関にお任せとか、そういうことは、そういったつもりはございませんので。

(青木座長)

少なくとも、今回、委員の先生方、多少のイメージの違いはあるかもしれませんが、私も意向と現実とのギャップがありますけれども、ある程度、県全体のところでメニューを限定化していくわけですので、以前よりはかなりはっきり県庁の責任が強くなるかなと思っておりますので、そこはイメージをそう思っただけならばというふうに思います。はい、ありがとうございます。

それでは大きな変更点の1と2ということで、おおよその合意をしていただいたと思いますので、これを、今度、本日の結果をもとにして、事務局と私とでメモしてみます。次回の開催をどうするかは、また後で事務局のほうからお話をいただきますが。先生方に見ていただいているということは間違いなくやりたいと思いますので、なかなかこう、文章を一本化できるか、多少の修文は先生方にさせていただかなければいけないのか、できるだけストレートにいけるようにはしたいと思っておりますけれども。まずは大枠を認めていただいたということで、本日以降、進めさせていただきたいというふうに思います。

それではそのほかに、林務部のほうからのご説明で、何かご質問になりたいところがあればお出しいただければと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは私のほうから一つ、次に座長メモということで報告書の原案をお示しをさせていただきますけれども、その際に、ぜひ、これ、林務のほうにお願いしたいのは、今、見直すべきポイント、右半分で5ポイント挙がっています。5ポイントのうち、当然、これ、今、ご審議いただいたように、大事なものは1番と2番ということになっていて、3番、4番、5番も、それぞれとても大事なことなんです。大事なことなんですけれども、例えば

つながりがもうちょっとわかるといいですか、例えばその経済的なインセンティブを付与する、つまり搬出間伐への支援と、5番ですとか、4番、3番もそうですかね、これ以下というのは、ほぼ連動しているんですね。ですから、これがちょっとわかるようにして、優先順位といいですか、あくまでこの、今回、1番目の方針転換、つまり切り捨てから搬出への支援というがあるので、余計にこの見直しポイント3、4、5の重要性が増すといえますか、その辺がわかるような資料をつくっていただくと、トータルで県民にわかりやすいといえますか。これを、並列で出されてしまうと、どうしても拡散してしまいますので。

(有賀森林政策課長)

座長、今、おっしゃったのは、ポイント1に非常にかかわってまいりますので、ポイント1を膨らませる意味で、その3、4、5が中に入っており、それで結果として、資料としては、ポイント1関係と、それとポイント2関係という形で、資料としてまとめるという、そのような認識でよろしいでしょうか。

(青木座長)

はい。私も報告書のほうでそういうふうな書きぶりをさせていただきたいというふうに思いますので、先ほども申し上げたように、単純に既存の間伐材マーケットに援助することだけではなくて、やっぱり新しい使い道ですとか、今までは使われてないけれども、では日常、こういうところ、財政支援が入ればこういうところに、コストが安くなって使えるじゃないというようなところの開拓をぜひしていただきたいというのが、多分、この研究会の総意だと思いますので、私の書くのと並行して、そういう資料をつくっていただけると、大変にありがたいというふうに思います。

それでは最後の項目といいですか、座長メモのところになります。おおよそ大事なところはお認めいただいたので、残るのは、一つだけ残っています。まずはご説明をいたします。おおよそ、今、4ページございます。4ページございますけれども、1枚目と2枚目の途中までが、これまでの総括になっております。時間がなく、かつ事務局だけにお問い合わせをされていて、なかなか、私もまだチェックができておりませんが、おおよそこの第1期といいですか、今までの森林づくり県民税の総括と課題の抽出というのが、この前半分の大きな1といいですか、ただの1ですね、数字の1、括弧のない1になります。

1の中で、(1)森林税とは何か、こここのところで少し、教科書的になりますからここはどうでもいいんですが、全国の状況ですとか、どういう理由でつくられたんですかというようなことで、全国的なマクロの状況を見ます。2番目で、いや、では長野県ではどういう審議の上でこれがつくられたのか。特にここでは大事になるのは、目標、事業計画のところが大変なことになるかと思っておりますので、ここは林務のほうでご思慮をいただければというふうに思います。

それに基づいて検証ということで、どういう検証にするか、いろいろな、例えば東電の事故とか、いろいろあると、検証委員会というものの位置づけが大分変わってきて、率直に書いたほうがいいのか、それともどうなのか、従来どおりごまかすのかというのがありますが、従来どおりごまかすというのもなかなか難しいご時世ですので、ある程度客観的

に書きたいとは思いますが。ただ、当然、継続を打ち出す以上は、継続に向けたような書きぶりになっていくであろうということになります。

その継続に向けた書きぶりのところの4番のところ、第1期のところで課題になったのがこれです。したがって、第2期はここを改善しましょうということですので、連動しております、実を申し上げます。そこが課題の1、間伐の方法ということで、切り捨てから搬出へという方針転換をしましょうの前提として、切り捨てだけだとちょっとねということメモをさせていただいております。まだ全然フィックスの原稿ではありませんので、私も実はこれ、先おとといただいて、私、こっちに手を入れる余裕がなかったものですから、一切手を入れておりませんのでご理解ください。申しわけございません。

2点目が市町村への支援ということで、県の事業と方向性が合うようにと書いてありますが、ここにも、後ろと歩調をそろえて、なかなか個々の事業が見えず、検証した研究会としても、成果の評価をしにくいと。特に説明責任の点で、やや説明がしにくい、できない部分が見られるのではないだろうかというようなことを書くことになろうと思います。

第3点目、これは後ほど、先ほど大きな問題ではないのでと説明をしませんでしたが、課題としては、県ごとに、今、ばらばらに、33県ですか、また今年増えましたが、全国化しているのにどうなんだろうということを書きます。ここではまだ文章をフィックスしておりませんので、反対につぶすようなことも書いてあります。しかし各県が個別の理由により導入してきた森林税を、33県に及んだという理由で国税化するのはいかなものかということも含めて書いてあります。これは、前半部分の総括なのでここまで言わないとは思いますが、こういう指摘もありますよということを書いておきたいというふうに思います。

その上で、2ページの下から半分からは、次以降の話になっています。次のときに一番大事なのは、当然ですが、目標、今後の展望というところになります。今後の展望のところと同時に並行して、これ、順番はどっちが先かちょっとまだ決めておりませんが、当然、財政状況は書かざるを得ません。増税をするということに対して、野田政権、これだけ苦労しているというか、全然違う意味で苦労していますが。当然、県民は、まだまだ行革、足りないんじゃないの、あるいは県庁の中、ぬるま湯じゃないのということはおっしゃるわけですから、そこはまず間違いなく一応のご説明、どこまでやってもきりがないんですが、これは、一応、ご説明はするということをします。

その上で、2番目のところで、方針転換に向けた、少し頭出しをしておきます。そして先ほど見ていただいた3ページ目の下のところで、課題及び改善点への対応というところで、転換の方針を打ち出して、これを知事に対して、このようにされるのがよろしいというのが、税制研究会の結論ですということで申し上げることにします。

間のところに挟まった部分です。先ほど申し上げましたように、私、これについては、何も、実をいうと私の意見も入っておりません。いただいた文書をそのままここに挟んであります。総事業費と税率というところで、先ほどの林務部のご説明資料のA3の最後のところに戻っていただきたいんですが、これが、実は試算の前提とケース1、2、3というところになります。ここについて、いかなものかということ、先生方のご意見をいただければと思います。当然ですが、私も幾つもの県でこの種の検討に携わらせていただいております。通常は、事業費と事業費の内訳も含めて、数字ベ-

ス、かなり細かな数字ベースが出てきて、それに基づいて、県民数、法人数で割り戻した上で、金額の算定を行う。一応これやっていただいたようではありますが、総額が出てきていてということになります。果たしてこれでいいのかということ、ご不満が残ると思いますけれども、ということです。これ、まずお伺いしたいのは、これ、どちらから、総額からいかれたんでしょうか。

(有賀森林政策課長)

間伐の事業でございますので、今の現行の税率も踏まえながら、どのぐらいの、事業ができるかというところから検討させていただきました。

(青木座長)

結果として、500円、1,000円、300円という、個人ベース。これと横並びで同じ数字なのでわかりやすいんですが、5%、10%、3%ということなんですね。通常、もしも感覚的に大事なのは、この個人の税負担額になりますから、現行500円となると、下げた場合、上げた場合なんですが、下げた場合と上げた場合でこの幅が相当違うというところが、普通に考えると、これは我々が突っ込まなくても多分議会のほうで一番ここに突っ込みが入ると思うんですが。なぜこの200円の幅とか、200円～300円でやらずに、いきなり1,000円にされたんでしょうかというのは。普通だったら、こっち300円なので700円とか800円でやると、見ばえがいいんですけれども。

(有賀森林政策課長)

おっしゃるとおりであります。アンケートの中で、1,000円でもいいというような声もあったものですから、本来であれば、幅で言えば500円と800円か700円、この下は200円ぐらい下げてということになりますけど。そこら辺の、本当の細かいところの、何でこうしたかというのは、実は感じてやったというのが本当のところですよ。

(青木座長)

ですから、それもあって、今日は記者さんがいないという、何でも物が言えるぞというところなんです。正直に言うと、多分同じような質問を議会から議員の先生がして、その場合に、立ち往生すると一番まずいのかなという気がするんですね。普通に考えれば、500円から一気に1,000円って、これは幾ら何でもないだろうって皆さん思うわけで。そうするとこれはないよねと、素朴な人であれば、うん、500円と1,000円と300円、1,000円ってないからな、でも300円だとする意味があるのとなつて、では500円でとなると、かなり誘導されているような感があるので、この部分、どうしますかね。

(春日森林政策課課長補佐)

他県の状況を見ますと、500円のところがやっぱり多いんですけれども、それ以外ですと、1,000円というのが何県かありますので、1,000円というのを outsourcing させていただいたということもございます。

(青木座長)

神奈川って幾らでしたか、800円ってなかったですか。そんなもんですよ。ここ、どうしましょうね。報告書をつくるときに、これ、本当に我々のあれというよりも、この部分は・・・

(春日森林政策課課長補佐)

ケース2は700円で作ってみますか。

(青木座長)

あるいは4つつくっておくというのも一つかもしれません。

(春日森林政策課課長補佐)

さまざまなケースがあるし、5年が2つで、一番下は3年になっています。

(青木座長)

そうなんです。そこもご質問を今からしようと思っていたんですけれども。ちょっと期間が違うというのが一つと、期間はどうしましょうね。そろえたほうがいいのか、わからないんです、実をいうと。これは、むしろ事務局よりも委員の先生方にお伺いをしたいんですが。一つ、私はやっぱりまだこの負担額を決めるところまで資料としてお出しいただいていないとすれば、あるいはぎりぎりまで出てこないとすれば、5年というのは長過ぎるので、研究会としては3年という選択肢もあるので、最後は知事判断ですけれども、3年という期限も考えてくださいというような報告書にしておいたほうが、安全かなという気はします。ほかの、いろいろなところの県でやってきたときには、その中身が、この事業が幾らで幾らで、総額、初年度が幾らで、何年後に幾らでというのが全部出てきた上で、割り戻してこれでいこうという話になるのが普通なんです。さすがにこれですと、ちょっとこのまま5年でというのは、長過ぎるのかなという気がしないでもないんですが。5年、3年、先生方、このあたり、白戸先生、いかがでしょう、ご意見としては。

(白戸委員)

その前に、もともと500円になった経緯というのは何かございますか。最初に500円とした、その算定の根拠というか。

(有賀森林政策課長)

他県、一番初めが高知だったでしょうかね。ワンコインという形の中で、県民の、森林税というのが、5年前から各県で始まりだしたということでございます。500円で、負担の大きさということを考えますと、ここに500円で例えば1人当たり幾らの例えば事業効果があるとか、そこまで考えて500円というふうにしたというふうにはなってございません。

(白戸委員)

もう一つちょっとあれなんです、判断する一つとして、期間は別にして、もしこの5

年で、同じ条件で、4万5,000haの整備をすると幾らになるか、大体、1,000円以上になるわけですね、多分ね。

(有賀森林政策課長)

そうですね、ここには出てございませんけれども、国のほうの補助体系も変わってございますので、一番上が現行の税率のケース1でございますけれども。この税率の5年間の規模でできる間伐というのが1万5,000haでございますので、例えばすべて、私どもが例の資料2-2のところでありますように、4万5,000ha全部やるんだという形で、そのうちの一部なんだという形になりますと、もうその3分の1しかできてないという考え方になります。そうしますと、おおむね3倍弱ぐらいのお金は必要になってくるのかなと。

(白戸委員)

そうすると、数値的な根拠からいって、その間伐だけで考えるのはちょっと難しいんだろうなというふうになると、むしろ県民の理解だとか、負担だとかということを優先させて、むしろ現実的には考えていったほうがいいかなって。だから3年で幾らとかというほうが僕もいいかなという感じがしています。

(青木座長)

ただ、この点、今、白戸先生にご指摘いただいたのが本来の決め方なんですね。できればそれをやりたいんです。時期的に間に合わないのか、我々、報告書をどうしても、理想的には6月となっています。そのあたりでまとめなければいけないときに、この問題を抜きにして、実は本当は報告書ってつくれないんですけれども。実務的にどうしても出せっていうリクエストであれば、ここの算定が足りないということは隠せませんので、ある程度書いた上で、あとは事務的にしっかりやってくれというふうに言い伝えるかです。ただ、研究会としては責任を果たせないかなという気はいたしますけれども。ここの積算、本当が一番コアですし、先ほどから申し上げているように、我々も責任を果たせないと同時に、今度、議会に行ったときに、どう皆さんがお答えになるのかというほうがむしろ大事でして、5年前に何で通ってしまったのか、よくわからないんですが、そのままで。里山何haで幾らでというだけでは、さすがにやっぱり厳しいなというのが正直なところですよ。ここ、どうしましょうね。

(濱村森林政策課企画幹)

すみません、前回の資料、今の制度の検討をしたときの実施期間のところを見たんですが、短期の設定では計画的な取組が進めにくいということと、それから逆に長期的なものでは、社会情勢の変化にも対応できないんじゃないかということで、5年という考えになっております。この、特に森林づくりの場合は、本来50年とか、100年で考えていく制度でございまして、林齢というのも1林齢当たり5年というようなスパンがあるようなところもあるんですけれども。それは別としても、ある程度の期間を持って計画的にやっていくためには、私どもとすればやはり最低5年は必要ではないのかなというふうに思っております。

(有賀森林政策課長)

資料2-4の関係でございますが、今、座長、各委員のご指摘がありましたように、500円、1,000円、300円と、これだけの大きくくりで非常に、メリット・デメリットも非常に大まかな部分でございますので、またどのようなご判断かわかりませんが、このケースも、例えば5例だとか、6例だとか、示させていただくということと、3年においても、当然、5年と3年、まだほかにも期間があるかわかりませんが、3年においても同じような形でやりながら、ケースをちょっともう少し多くとってというような資料提供をさせていただき・・・

(青木座長)

研究会の時間がないとすれば、その方法といいますか、もちろん最終決定してこれがいいというのは、研究会としては逆に行き過ぎなので、複数案をお出しするというのが、普通、どこの県でもあることなので、そのやり方をさせていただくんですが、ただ、むしろお考えいただきたいのは、それこそ林務、あるいは総務部長にもお考えをいただきたいのは、議会のところで、ではこの4例、5例は、どうして出てきたんですかというときに、まずは、当然ですけども、目標があって、沼尾先生がさっきからおっしゃっているような、どういう森にしよう、あるいは森林整備どうしよう、だからそのためには何ha必要、あるいはこういう有効利用推進策を何億円かけてやって、これによって効果が上がるからこの規模ですよという説明をされないと、多分、普通は納得していただけないので、そういう説明ができる。その上で、財政制約があるので、他のケースについても算定をしましたというようなご説明を、これはもう単純なアドバイスですが、しないと、今度、議会のほうで立ち往生してしまうというのを一番懸念しますであれば、我々のほうはやむを得ないので、今のようなことをご指摘をさせていただいた上で、5年、3年について、それぞれ算定を幾つか出していただいて、私のほうでは、報告書では、今申し上げたような原則論を改めて確認をした上で、あとは理事者のご判断と議会での慎重審議をお願いしますというふうにしたいと思いますけれども、はい、お願いいたします。

(春日森林政策課課長補佐)

すみません、多分今の原則論とはちょっとずれるかもしれないんですが、導入するときには、多分1,000円を入れておけば、その数値目標というのはあるべき姿に向けて、きれいに邁進したと思うんですが、当時、全国の多くの事例が500円で、県民理解が得やすいという実態があったと思うんです。500円で5年やってきて、まだまだ残り4万5,000haも残っていて、その間、森林をめぐる環境に大きな変化がないということであれば、引き続きこちらの4万5,000haを間伐するために、500円、5年という継続は必要ではなからうかと考えています。

(青木座長)

5年前って、これ、複数案、出なかったんですか、だれかご記憶の方、いらっしゃいますか。

(春日森林政策課課長補佐)

森林税の導入に先立ちまして、有識者による森林づくりの費用負担を考える懇話会がありました。そのときに、報告書の中では、金額については、500円、1,000円という2つを出して、それは特に結論づけた報告ではなくて、両論併記という形で出されたようです。

(青木座長)

それはそうでしょうね。それでは、報告書のこの部分については、また当然、これもまた先生方に最終ご確認をいただきますけれども。今、先ほど申し上げたようなことを書いて、この部分については、追加で事務局のほう、林務のほうからケースをもう少し細分化をしていただいて、議会でも議論がしやすいようにしていただくということできたいと思います。よろしいでしょうか。

それではおおよそ時間になってまいりました。大分、今日、実は中身がこの時点に来て、しかも後ろがこう決められる中で、後ろというのは月日の問題ですが、後ろの日程が決められる中で、私、どうしたらいいんだろうなど。この後、記者さんも待っているのにな、裏口から逃げ帰らないとだめかなと思っていたんですが、おおよそ大卒のところでは、先生方に同じ方向を向いていただけるようになったかというふうに思いますので、とりあえず、まず事務局に次回日程はお任せをいたしますけれども、私と事務局とで素案をつくらせていただいて、どういう形にしる、委員の先生方には見ていただいて、チェックをかけていただいてと。そこでまた意見が分かれる場合もありそうなぐらいであれば、ぜひ顔を合わせる機会をつくっていただくように事務局をお願いをするところかと思えます。県庁内の日程の予定もちろちらとお伺いはしておりますけれども、やはり拙速で、議会あるいは県民の理解を得られないということのほうがむしろ怖いことかなという勝手な思いもありますので、できるだけご協力をいただいて、研究会として、これでは全員合意になりましたという機会があればというのが、私からのお願いになります。どうぞ、お願いします。

(沼尾委員)

すみません、本日のこの議論で、非常に気になった点が1点だけあるので、この後、まとめしていく上で、ぜひご検討いただきたいと思うんですけれども、それは、最初のほうで白戸委員がおっしゃったこととかかわるんですけれども、つまりどういう森にしたいかということとあわせて、その森の整備の担い手はだれかという問題だと思うんです。それは、その県の事業か市町村の事業かということとあわせて、実際にその手を入れていくのは、例えば森林組合中心になるのか、あるいは長野の場合、どのぐらいそういう、森の活動をしているNPOとか何かあるのかわからないんですけれども。そういうところも含めて、県が直接やるもの、あるいは市町村が直接やるもの、あるいは森林組合、あるいはもうちょっと民間レベルでやるものとか、いろいろな形での森林の手の入り方があると思うんですけれども。そこのやっぱり実態を踏まえた仕組みを入れていかないと、結局、この税を使って、行政直営のものはやるんだけど、なかなかその市民の活動による森の手の入り方には支援が行き届かないということになっても困ると。

そういう意味での用途ですよ。どういう森にして、そこをだれが手を入れていくのかという、その仕組みのビジョンがあって、そこに財政需要があって、それで税額が決まってしまうような、そういうイメージで思っていたんですけども。どうもその500円を入れて、この32億円という金額が先に出てしまって、でも里山はまだまだ整備しなければいけないから、このぐらいは必要でしょうと。それはそれで一つの考え方なんですけれども。今後のその推進策ということを考えていくに当たって、ぜひその担い手ということを意識した形での、何かその事業メニューなり施策の多様化ということを、1点、ご検討いただければというふうに思います。すみません。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。

(濱村森林政策課企画幹)

お答えになっているかどうかですけど、資料2-1の見直しのポイント4のところ、一番目に里山の間伐を担う人材の育成というのがございます。これは見直しのポイントだけなんですけれども、今までは、どちらかというと高度技術者を育成しようというような形でやってまいりました。それに加えて、これからはこういった里山の間伐を地域でやっていくような、そういった少し初級と言ったらいけないんですけどね、初級から、あるいは高度なものまで、あるいは移住者として長野県に住んで、森林づくりも一緒にやっていきたいというような、そういった方々も中心に、人材育成をしていきたいなというふうに考えております。施策的にはちょっとこれからですけども、考え方はそんな形でございます。

(沼尾委員)

ありがとうございます。育成も大事なんですけど、既にある程度力を持っているプロ市民なんかの方もいらっしゃると思うので、そういう方たちへの支援の仕組みというのを、どういう形で入れていくかということも含めて、既にご検討いただいている部分もあると思うんですけど、考えていただければということです。

(青木座長)

沼尾先生、最終的な文章をお返ししますので、ぜひそこでチェックしていただいて、心がけたいと思っていますし、私も冒頭申し上げたように、森の活力を通じて、やっぱり雇用というのを一つ、重要な雇用というのか、何でしょうね、人のかかわりも含めてですけども、一つ大事な柱にしたいと思っていますので、できるだけ書きたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは時間も過ぎておりますので、事務局にお返しをしますので、私からどうもありがとうございました。

(3) その他

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

大変ありがとうございました。資料1で、今年度の年間スケジュールをお示したところでございますけれども、次回開催、できるだけ早い時期にお願いしたいと思います。また改めて日程についてはご相談させていただきたいと思いますが、何分にもタイトなスケジュールで申しわけありませんけれども、協力方、よろしく願いいたします。

4 閉 会

(茅野税務課企画幹兼課長補佐)

それでは、これで第4回の長野県地方税制研究会を閉じさせていただきたいと思います。大変ご議論いただきまして、ありがとうございました。

(青木座長)

どうもありがとうございました。